

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表  
 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分。網掛部分は修正部分）

修正案	改正案	現行
<p>目次            第一章～第三章〔略〕            第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置（第七十五条）  <b>第八十三条の二</b>            第五章～第十一章〔略〕            附則</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置            第四節 国際物流拠点産業集積地域</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域の指定）            第四十二条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、<b>国際物流拠点に隣接し若しくは近接している地域又は国際物流拠点と幹線道路で接続され若しくは接続される</b>ことが予定されている市の地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域（第五項において「対象地域」という。）であつて、<b>国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を国際物流拠点産業集積地域として指定することができる。</b></p> <p>2～4〔略〕</p>	<p>目次            第一章～第三章〔略〕            第四章〔略〕            第五章～第十一章〔略〕            附則</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置            第四節 国際物流拠点産業集積地域</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域の指定）            第四十二条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる<b>政令で定める要件を備えている</b>地域を国際物流拠点産業集積地域として指定することができる。</p> <p>2～4〔略〕</p>	<p>目次            第一章～第三章〔略〕            第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置（第七十五条）  <b>第八十三条</b>            第五章～第十一章〔略〕            附則</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置            第四節 自由貿易地域等</p> <p>（特別自由貿易地域の指定）            第四十二条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、<u>企業の立地が進んでいない地域</u>（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当する地域に限る。）であつて、<u>相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進することが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を特別自由貿易地域として指定することができる。</u></p> <p>2～4〔略〕</p>

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、国際物流拠点産業集積地域の区域の全部又は一部が対象地域に該当しなくなつたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該国際物流拠点産業集積地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(税関等の業務を機動的に行う体制の整備等)

第五十二条 国は、国際物流拠点その他国際的な貨物の流通及び人の往来のある沖縄の港湾又は空港においてこれらを迅速かつ円滑なものにするため、税関、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関に係る業務について、当該業務を需要に即して機動的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五十二条及び第五十四条 削除

第六節 農林水産業の振興

(巡視警戒の強化等)

第六十二条 国は、沖縄の周辺の海域の漁場において漁業者が安全にかつ安心して水産業を営むことができるよう、巡視警戒の強化その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、国際物流拠点産業集積地域の区域の全部又は一部が第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該国際物流拠点産業集積地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

第五十二条から第五十四条まで 削除

第六節 農林水産業の振興

第六十二条 削除

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、特別自由貿易地域の区域の全部又は一部が第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(特別自由貿易地域活性化計画の認定等)

第五十二条 (略)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第五十三条 (略)

(国等の援助)

第五十四条 (略)

第六節 農林水産業の振興

(資金の確保等)

第六十一条 国及び地方公共団体は、第六十条第五項の規定により同意を得た農林水産業振興計画(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。)に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第四章 雇用の促進、人材の育成その他の  
職業の安定のための特別措置

(人材の育成等)

第八十三条の二 国及び地方公共団体は、観光、情報通信、金融等の沖縄の産業の振興のために必要な分野における高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保のための措置並びに起業を志望する者に対する支援のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 文化の振興等

(良好な景観の形成)

第八十四条の二 「略」

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第八十四条の三 第九条の規定は、地方税法第六十条の規定により、地方公共団体が、景観法(平成十六年法律第百十号)第六十一条第一項の景観地区又は同法第七十四条第一項の準景観地区の区域内において沖縄の特性にふさわしい良好な景観の形成に係る建物を新築し、増築し、又

第四章 雇用の促進、人材の育成その他の  
職業の安定のための特別措置

第五章 文化の振興等

(良好な景観の形成)

第八十四条の二 国及び地方公共団体は、沖縄の特性にふさわしい良好な景観の形成を促進するため、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、沖縄における良好な景観の形成に係る建築技術に関する研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 雇用の促進、人材の育成その他の  
職業の安定のための特別措置

第五章 文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進

は改築した者について、その建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(自然環境の保全及び再生)

第八十四条の四 国及び地方公共団体は、沖縄における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(子育ての支援等)

第八十四条の五 [略]

2 国及び地方公共団体は、沖縄において、青少年であつて障害を有するものその他社会生活を円滑に営む上での困難を有するものの修学又は就業を支援するため、これらの者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別

措置

(無医地区における医療の確保等)  
第八十九条 [略]

(子育ての支援)

第八十四条の三 国及び地方公共団体は、沖縄における子育ての支援の充実を図るため、児童の保育に関する事業の供給体制の確保について適切な配慮をするものとする。

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別

措置

(無医地区における医療の確保)  
第八十九条 [略]

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別

措置

(無医地区における医療の確保)  
第八十九条 [略]

2  
2 } 6 「略」

7 「略」

8 国及び沖縄県は、沖縄の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(離島に住所を有する妊産婦に係る補助)

第八十九条の二 国は、沖縄県又は沖縄の市町村が、離島の区域内に住所を有する妊産婦(母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第六条第一項に規定する妊産婦をいう。)であつて、当該離島の区域外に所在する病院、診療所又は助産所(沖縄県の区域内に所在するものに限る。以下この条において「病院等」という。)において同法第十三条の健康診査を受け又は出産するものに対して、当該離島と当該病院等の所在する地域との間の往復又は当該病院等の所在する地域における宿泊に要する費用について補助する場合には、政令で定めるところにより、その支給に要する経費の十分の五・五を補助するものとする。ただし、当該離島の区域内に同条の健康診査(出産に係る補助については、分べんの介助)を行う病院等が所在する場合は、この限りでない。

2  
2 } 6 「略」

7 国及び沖縄県は、沖縄の市町村が沖縄振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

2  
2 } 6 「略」

7 国及び沖縄県は、沖縄の市町村が沖縄振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(離島航路航空路事業者に対する補助)

第九十条の二 国は、離島航路航空路事業者に対し、政令で定めるところにより、本土と同等の条件での人の往来又は物資の流通を確保するために必要となる離島航路航空路事業の適正な実施に要する費用の一部を補助するものとする。

2 前項の政令は、次に掲げる事項を旨として定めるものとする。

一 運航する距離に応じた標準的な運賃及び離島航路航空路において利便性の高いサービスが提供される場合における標準的な料金の実現に資するものであること。

二 単に複数の離島航路航空路事業者の船舶又は航空機が運航される離島航路航空路であることをもって交付の対象から除外しないことその他離島航路航空路の利便性の確保に資するものであること。

三 補助金が離島航路航空路事業者の経営の安定の確保に十分な役割を果たすとともに、経営の効率化に係る意欲を低下させるものではないこと。

四 離島航路航空路事業者に対する支援について、国と地方公共団体の役割分担が適切に行われること。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 離島航路航空路 沖縄島と離島とを連絡する航路又は航空路、離島相互間を連絡する航路又は航空路及び船舶以外には交通機関がな

い地点間又は船舶以外の交通機関によること  
が著しく不便である地点間を連絡する航路で  
沖縄に係るものをいう。

- 一 離島航路航空路事業 離島航路航空路にお  
ける海上運送法（昭和二十四年法律第八十  
七号）第二条第三項に規定する定期航路事業  
で同法の適用を受けるもの又は航空法（昭和  
二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十  
項に規定する国内定期航空運送事業をいう。
- 二 離島航路航空路事業者 離島航路航空路事  
業を営む者をいう。

（交通の確保等）

第九十一条 前条に定めるもののほか、国及び地  
方公共団体は、沖縄における住民の生活の利便  
性の向上及び産業の振興を図るため、海上、航  
空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及  
びその充実に特別の配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、沖縄における新たな  
鉄道、軌道その他の公共交通機関に関し、その  
整備の在り方についての調査及び検討を行うよ  
う努めるものとする。

（離島の区域外の高等学校に進学した生徒の保  
護者に係る補助）

第九十二条の二 国は、沖縄県又は沖縄の市町村  
が、離島の区域内に所在する中学校を卒業し、  
当該離島の区域外に所在する高等学校（沖縄県  
の区域内に所在するものに限る。）に進学した  
生徒の保護者（当該離島の区域内に住所を有す

（交通の確保等）

第九十一条 〔略〕

2| 国及び地方公共団体は、新たな沖縄における  
公共交通機関に関し、その在り方についての調  
査及び検討を行うよう努めるものとする。

（交通の確保等）

第九十一条 国及び地方公共団体は、沖縄におけ  
る住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を  
図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的  
かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮を  
するものとする。



る者に限る。) に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用について補助する場合には、政令で定めるところにより、第一号に係る経費にあつては沖縄県又は沖縄の市町村が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、第二号に係る経費にあつてはその支給に要する経費の十分の五・五を、補助するものとする。ただし、当該離島の区域内に高等学校が所在する場合は、この限りでない。

- 一 当該生徒が保護者と同一の住所に居住する場合 通学費
- 二 当該生徒が保護者と異なる住所に居住する場合 居住費

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)  
第九十二条の三 〔略〕

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

(沖縄振興交付金事業計画の作成)  
第一百五十五条の二 〔略〕

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)  
第九十二条の二 国及び地方公共団体は、沖縄における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をすることを要する。

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

(沖縄振興交付金事業計画の作成)  
第一百五十五条の二 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づく事業又は事務(以下「事業等」という。)のうち、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業等(沖縄の市町村

(沖縄振興特定事業計画の作成)  
第一百五十五条の二 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づく事業のうち、前条の規定によりこれに要する経費について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付する事業以外の事業であつて

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置



2 沖縄振興交付金事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業として行つ前条第一項に規定する事業その他政令で定める事業（これらの事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業等で政令で定めるものを含む。）に関する事項

二 〔略〕

その他の者（以下「市町村等」といふ。）が実施する沖縄の振興に資する事業等であつて、沖縄県が当該事業等に要する経費の全部又は一部を負担するものを含む。）を実施するための計画（以下「沖縄振興交付金事業計画」といふ。）を作成することができる。

2) 沖縄振興交付金事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業（当該事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業等を含む。）で政令で定めるものに関する事項

二 沖縄の振興に資する事業等（前号に掲げるものを除く。）であつて次に掲げるものに関する事項

- イ 観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業等
- ロ 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に資する事業等
- ハ 教育及び文化の振興に資する事業等
- ニ 福祉の増進及び医療の確保に資する事業等
- ホ 科学技術の振興に資する事業等
- ヘ 情報通信の高度化に資する事業等
- ト 国際協力及び国際交流の推進に資する事業等
- チ 駐留軍用地跡地の利用に資する事業等

政令で定めるもの（以下「沖縄振興特定事業」といふ。）を実施するための計画（以下「沖縄振興特定事業計画」といふ。）を作成することができる。

2) 沖縄振興特定事業計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 沖縄振興特定事業計画の目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な沖縄振興特定事業に関する事項
- 三 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項

四 計画期間

五 その他内閣府令で定める事項

三 第二百五条の四に規定する基金を設置する場合は、前号に掲げる事業等のうち当該基金からその実施に要する経費の支弁を受けるもの及びその支弁を受ける期間

四 〔略〕  
37 〔略〕

リ 離島の振興に資する事業等  
又 環境の保全並びに防災及び国土の保全に資する事業等  
ル イから又までに掲げるもののほか、沖縄の地理的及び自然的特性その他の特殊事情に基因する事業等

三 計画期間

3 沖縄振興交付金事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。  
一 沖縄振興交付金事業計画の目標

二 その他内閣府令で定める事項

4 沖縄県知事は、沖縄振興交付金事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ関係市町村長その他の者の意見を聴くよう努めるものとする。

5 沖縄県知事は、沖縄振興交付金事業計画に沖縄の市町村等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該市町村等の同意を得なければならない。

6 沖縄県知事は、沖縄振興交付金事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

7 前三項の規定は、沖縄振興交付金事業計画の変更について準用する。

3 沖縄県知事は、沖縄振興特定事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ関係市町村長その他の者の意見を聴かなければならない。

4 沖縄県知事は、沖縄振興特定事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、沖縄振興特定事業計画の変更について準用する。

( 交付金の交付等 )

第二百五条の三 [ 略 ]

2~5 [ 略 ]

( 交付金の交付等 )

第二百五条の三 沖縄県知事は、次項の交付金を充てて沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施（沖縄の市町村等が実施する事業等に要する費用の全部又は一部の負担を含む。同項において同じ。）をしようとするときは、当該沖縄振興交付金事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 国は、沖縄県に対し、前項の規定により提出された沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 国は、前項に規定する経費に第二百五条第一項に規定する経費が含まれる場合においては、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、前項の交付金の額を算定するものとする。

4 第二項の交付金を充てて行う事業等に要する費用については、第八十九条第六項及び第二百五条第一項から第三項までの規定並びに他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

( 交付金の交付等 )

第二百五条の三 沖縄県知事は、次項の交付金を充てて沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施をしようとするときは、当該沖縄振興特定事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、沖縄県知事に対し、前項の規定により提出された沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(基金)

第百五条の四 沖縄県は、前条第二項に規定する経費で第百五条の二第二項第一号に掲げる事業等に充てるものの全部又は一部を支弁するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設置し、前条第二項の交付金その他必要な資金を積み立てることができる。

(国の事業に係る特例)

第百五条の五 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対して、別表に掲げる事業で国が実施するものを沖縄県が自ら実施することの承認を申請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の申請があつた場合において、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議し、当該申請に係る事業を沖縄県が実施することが沖縄振興計画に基づき施策を効果的かつ効率的に実施するため必要であり、かつ、当該事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

3 沖縄県は、第一項の承認を受けたときは、同項の事業に関する法令の規定にかかわらず、当該事業を実施することができる。

(国の事業を沖縄県が実施する場合の交付金の交付)

第二百五条の六 国は、沖縄県が前条第一項の承認を受けて同項の事業を実施するときは、沖縄県に対し、その実施に要する経費に充てるため、主務省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金の額の算定については、同項の主務省令において、当該事業に係る施設又は設備の整備の状況その他の事項を勘案するとともに、当該事業の実施に要する経費に第二百五条第一項に規定する経費が含まれる場合においては、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して定めるものとする。

3 第一項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、第二百五条第一項から第三項まで及び第二百五条の三第二項の規定並びに他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(沖縄の港湾に係る特例)  
第百八条 「略」

2～8 「略」

9 第五項並びに港湾法第五十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第五項中「港湾管理者が」とあるのは、「港湾管理者としての地方公

(沖縄の港湾に係る特例)  
第百八条 「略」

2～10 「略」

(沖縄の港湾に係る特例)  
第百八条 「略」

2～8 「略」

9 第五項並びに港湾法第五十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第五項中「港湾管理者が」とあるのは、「港湾管理者としての地方公

共同体（当該地方公共団体が地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体が」と読み替えるものとする。

10 〔略〕

第十章 雑則

（主務大臣等）

第百十四条 〔略〕

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 〔略〕

二 〔略〕

三 第百五条の六第一項の交付金に関する事項については、内閣総理大臣及び当該事業を所管する大臣が共同で発する命令

（他の法律の適用除外）

第百十五条 離島航路整備法（昭和二十七年法律

第二百二十六号）、離島振興法、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例

に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）、

低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）、奥地等産業開発道路整備臨時

第十章 雑則

（主務大臣等）

第百十四条 〔略〕

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 〔略〕

二 第三十五条の三第三項の書類に関する事項については、内閣府令・経済産業省令

（他の法律の適用除外）

第百十五条 〔略〕

共同体（当該地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項又は第三項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体が」と読み替えるものとする。

10 〔略〕

第十章 雑則

（主務大臣等）

第百十四条 〔略〕

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 〔略〕

二 第五十一条第一項の要件、同条第二項第三号の事項、同条第四項第三号の基準及び同条第八項の報告に関する事項については、内閣府令・経済産業省令

（他の法律の適用除外）

第百十五条 離島振興法、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する

法律（昭和三十六年法律第百十二号）、低開発

地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百

十六号）、奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）、山村振興法

<p>別表（第百五条、第百五条の五関係） 〔略〕</p>	<p>（不発弾等に関する施策の充実）  <b>第五條の二</b> 国は、沖繩における今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるもの（以下この条において「不発弾等」という。）が沖繩の振興の支障となつてゐることに鑑み、その処理の促進を図るため、当分の間、不発弾等の調査、探査、発掘、除去等に関する施策の充実について適切な配慮をするものとする。</p>	<p>措置法（昭和三十九年法律第百十五号）、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）及び農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の規定は、沖繩については、適用しない。  2 〔略〕  附則</p>
<p>別表（第百五条関係） 〔略〕</p>		<p>2 〔略〕  附則</p>
<p>別表（第百五条関係） 〔略〕</p>		<p>2 〔略〕  附則  （昭和四十年法律第六十四号）及び農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の規定は、沖繩については、適用しない。</p>



<p style="text-align: center;">修正後</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第三条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 施行日の前日において旧法第四十一条第一項の規定により指定されている自由貿易地域及び旧法第四十二条第一項の規定により指定されている特別自由貿易地域であつて、新法第四十二条第一項に規定する<b>対象地域に該当していないもの</b>として内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する地域以外の地域は、施行日に同項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域とみなす。</p> <p>5〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">修正前</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第三条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 施行日の前日において旧法第四十一条第一項の規定により指定されている自由貿易地域及び旧法第四十二条第一項の規定により指定されている特別自由貿易地域であつて、新法第四十二条第一項の<b>政令で定める要件を備えていないもの</b>として内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する地域以外の地域は、施行日に同項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域とみなす。</p> <p>5〔略〕</p>

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分。網掛部分は修正部分）

修正案	改正案	現行
<p>（内国消費税等に関する特例） 第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定めることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 揮発油税及び地方揮発油税 この法律の施行の日から起算し<b>四十五年</b>以内に、沖縄県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減に関する措置</p> <p>四六（略） 2 } 10（略）</p> <p>附則</p> <p>（所有者不明土地に関する措置）</p>	<p>（内国消費税等に関する特例） 第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定めることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 揮発油税及び地方揮発油税 この法律の施行の日から起算し<b>四十三年</b>以内に、沖縄県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減に関する措</p> <p>四六（略） 2 } 10（略）</p> <p>附則</p>	<p>（内国消費税等に関する特例） 第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定めることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 揮発油税及び地方揮発油税 この法律の施行の日から起算し<b>四十年</b>以内に、沖縄県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減に関する措置</p> <p>四六（略） 2 } 10（略）</p> <p>附則</p>

5

政府は、第六十二条の規定に基づき沖縄県又は沖縄の市町村が管理する所有者不明土地に起因する問題を解決するため、速やかにその実態について調査を行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。